

一般貨物自動車運送事業者や海運事業者の方への支援金申請はお済みですか？ 申請期限は2月28日(火)まで

1. 津久見市自動車運送事業者燃油高騰対策事業継続支援金
2. 津久見市海運事業者燃油高騰対策事業継続支援金

原油価格の高騰などにより経営収支が悪化している一般貨物自動車運送事業者や海運事業者に対し、支援金を交付いたします。

1. 津久見市自動車運送事業者燃油高騰対策事業継続支援金

【交付対象者】

市内に主たる事業所を有し、以下の要件を全て満たす中小企業者

- ①令和4年4月1日時点で、貨物自動車運送事業法の許可を得て、主たる事業として一般貨物自動車運送事業を営んでいること
- ②市税の滞納がないこと

【交付額】 所有している事業用貨物車両数×交付単価(市内の事業所に登録している車両に限る)

事業用貨物車両の分類(道路運送車両法による)	交付単価
普通自動車(大型トラック等)	10万円
小型自動車(小型トラック等)・軽自動車(軽トラック等)	3万円



【申請方法】 詳しくは津久見市ホームページをご確認ください。

2. 津久見市海運事業者燃油高騰対策事業継続支援金

【交付対象者】

市内に本社・支社など主たる事業所を有し、以下の要件を全て満たす中小企業者

- ①令和4年4月1日時点で、海上運送法や内航海運業法の必要な手続きを得て、主たる事業として海運事業を営んでいること
- ②大型船舶については、内航海運業法で登録又は届出を提出し、燃油を自社で負担している者
- ③小型船舶については、海上運送法第20条第2項及び同法施行規則第22条の規定により届出を提出し3隻以上保有している者
- ④市税の滞納がないこと

【交付額】

船舶の分類	支援金額
①大型船舶保有事業者	100万円
②3隻以上小型船舶保有事業者	30万円

※①と②対象の場合は100万円を限度とする。



【申請方法】 詳しくは津久見市ホームページをご確認ください。

※支援金の申請は、1事業者につき1回限りです。

※申請書類の様式、そのほか詳細については、津久見市ホームページをご確認ください。

【提出先・問い合わせ先】

津久見市 商工観光・定住推進課 TEL：0972-82-9542



つくみプレミアム付きクーポン券 2023「つくぽん」3月頃販売予定！

今回も「大分県地域消費喚起プレミアム商品券支援事業」の助成を受けて、つくみプレミアム付きクーポン券「つくぽん」の販売を3月頃に予定しています。

今回も大分県の事業であるため、プレミアム率を30%とし、1セット13,000円分を10,000円で販売し、購入制限をお一人につき2セットまで、使用期間を約3か月間を予定しています。

そのほか、販売日や販売場所等の詳しい内容については、来月号の市報や津久見市ホームページ等でお知らせします。



申請はお済みですか？ 申請期限は2月28日(火)まで【津久見市小規模事業者等家賃・リース等支援補助金】

【補助要件】

原油価格・物価高騰などの影響により、令和4年4月から9月までの合計収益高(※1)の1月の平均(6で割った額)が平成30年または令和元年の年間収益高の1月の平均(12で割った額)と比較して減少している小規模事業者

※令和2年1月以降に開業した者で平成30年または令和元年との比較ができない場合は、令和4年3月以前の連続した任意の6月の1月の平均(6で割った額)または令和4年4月と5月の合計収益高の1月の平均(2で割った額)と比較する。

(※1)収益高…収入金額から仕入金額と必要経費を除いたもの。ただし、個人事業主の場合は必要経費のうち、専従者給与は含まない。

【対象経費】 確定申告時に事業経費として計上している以下の経費

- ・店舗家賃(敷金、礼金、保証金等を除く。)
- ・店舗地代、店舗駐車場地代 ・リース料 など



【支給額】 1事業者につき

減少率10%以上の場合：最高18万円(1か月家賃・リース等の1/2(上限3万円)の6か月分)

減少率10%未満の場合：最高12万円(1か月家賃・リース等の1/3(上限2万円)の6か月分)

※令和4年6月～11月の間の6か月分の支払分が対象。千円未満の端数は切り捨て。

「津久見市小規模事業者物価高騰等対策事業支援金」と同様の補助要件で、令和4年6月～11月までの間に家賃・リース等の支払いがある事業者の方は対象となります。

【申請方法】 申請書類を下記提出先に提出してください。

- ①交付申請書兼誓約書兼請求書(第1号様式)
 - ②計算書(第2号様式)
 - ③計算書に記入した売上を確認できる資料(例：確定申告書の収支内訳書、試算表、売上台帳 など)
 - ④賃貸借契約書の写し
 - ⑤令和4年6月～11月の家賃・リース等の支払いを確認できる資料
- ※②③については、すでに津久見市小規模事業者物価高騰等対策事業支援金の交付決定を受けている方は提出不要です。
- ※支援金の申請は、1事業者につき1回限りです。
- ※詳細については、津久見市ホームページをご確認ください。

【提出先・問い合わせ先】

津久見市 商工観光・定住推進課 TEL：0972-82-9542